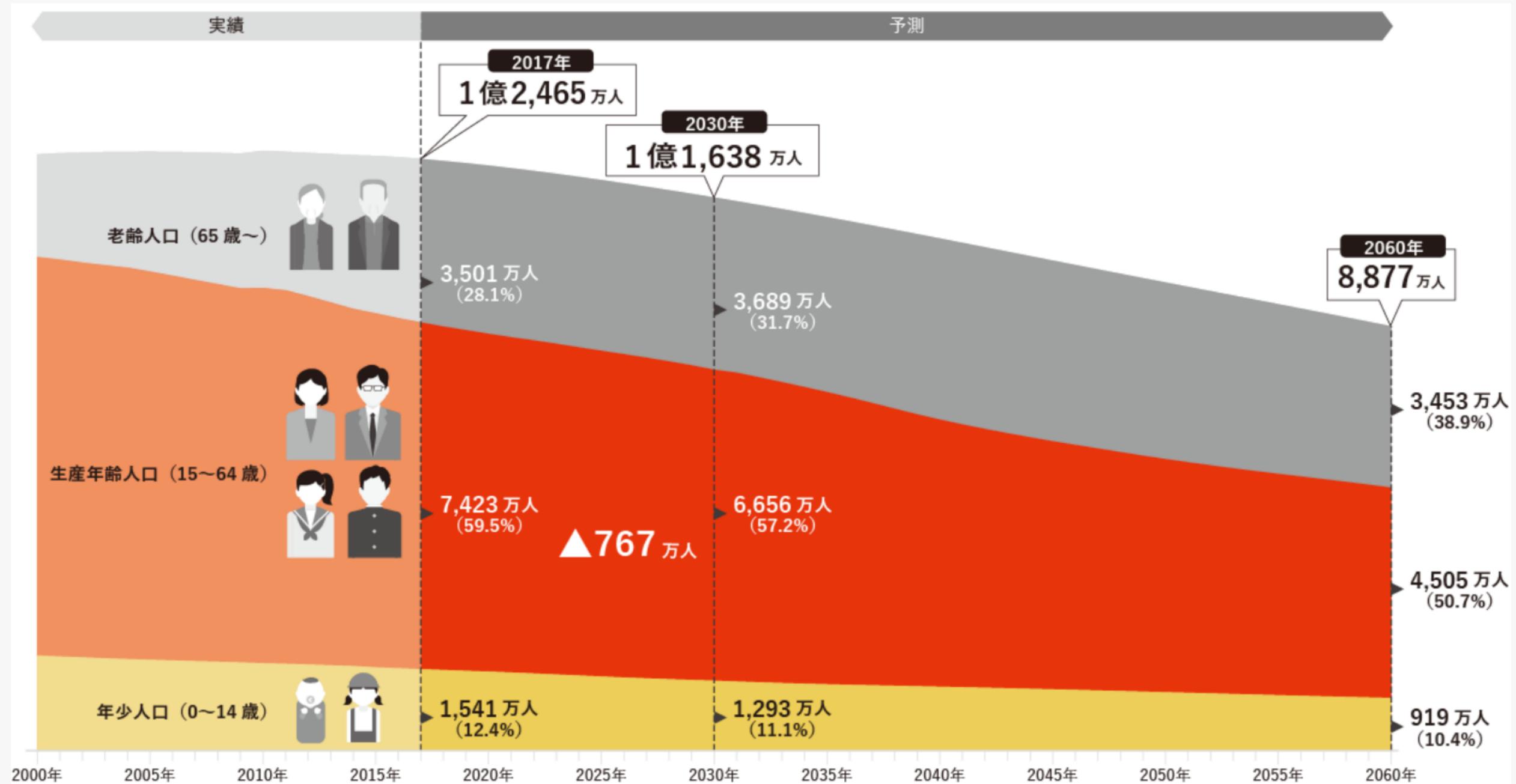


『日本で働ける外国人・働けない外国人』

～「特定技能」「外国人留学生」「就労ビザ」「不法就労」まとめ～

残り10年足らずで、767万人の労働人口減

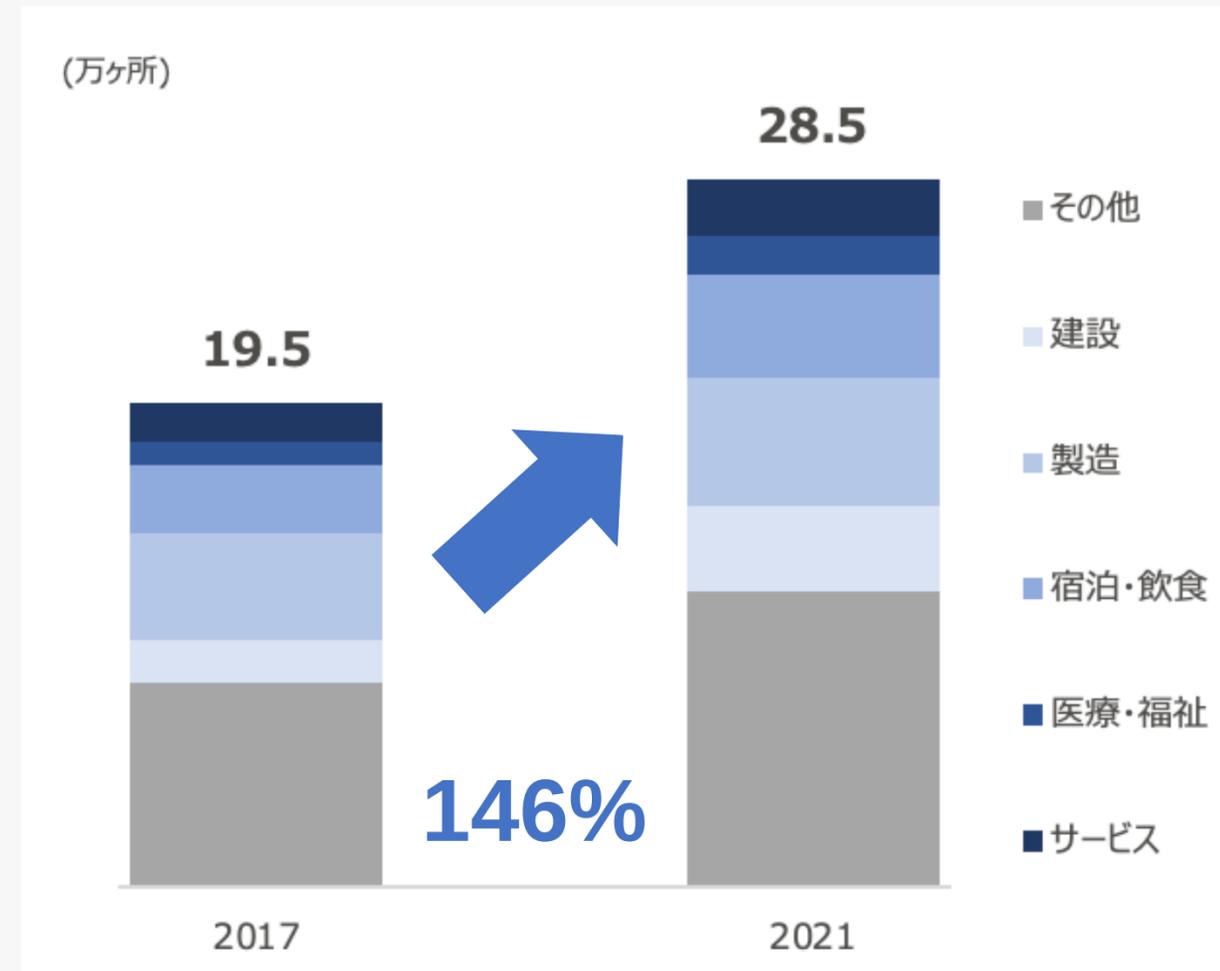


出典：パーソル総合研究所×中郷大学 「労働市場の未来推計2030」

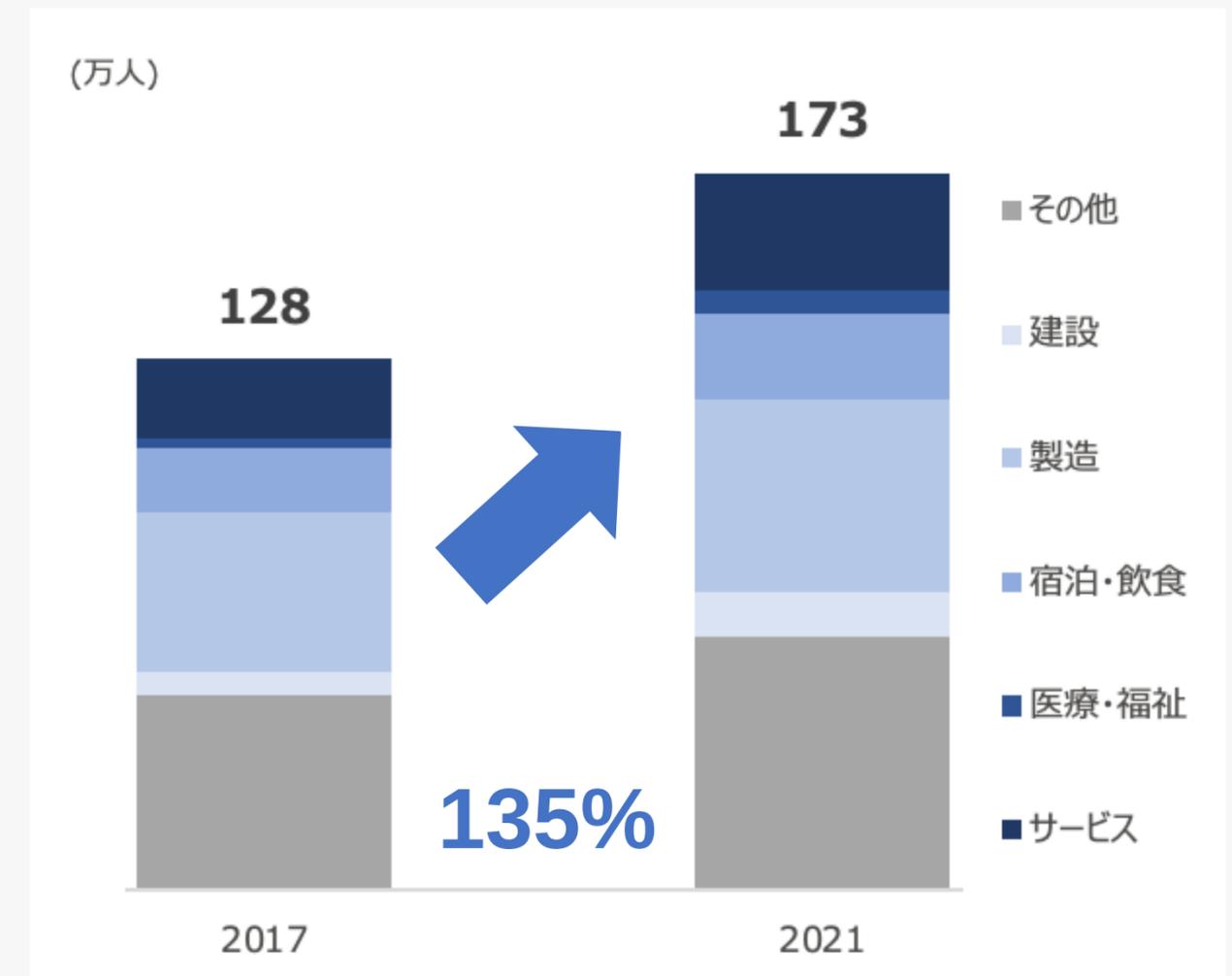
”既に”増えている外国人採用

外国人を雇用する事業所も、就労者も、4年で**1.5倍**近くに
日本の労働人口減少ペースからも、今後も**外国人雇用が加速する**ことは確実

外国人雇用事業所数



外国人就労者数



出典：パーソル総合研究所×中郷大学「労働市場の未来推計2030」

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？「外国人留学生」
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

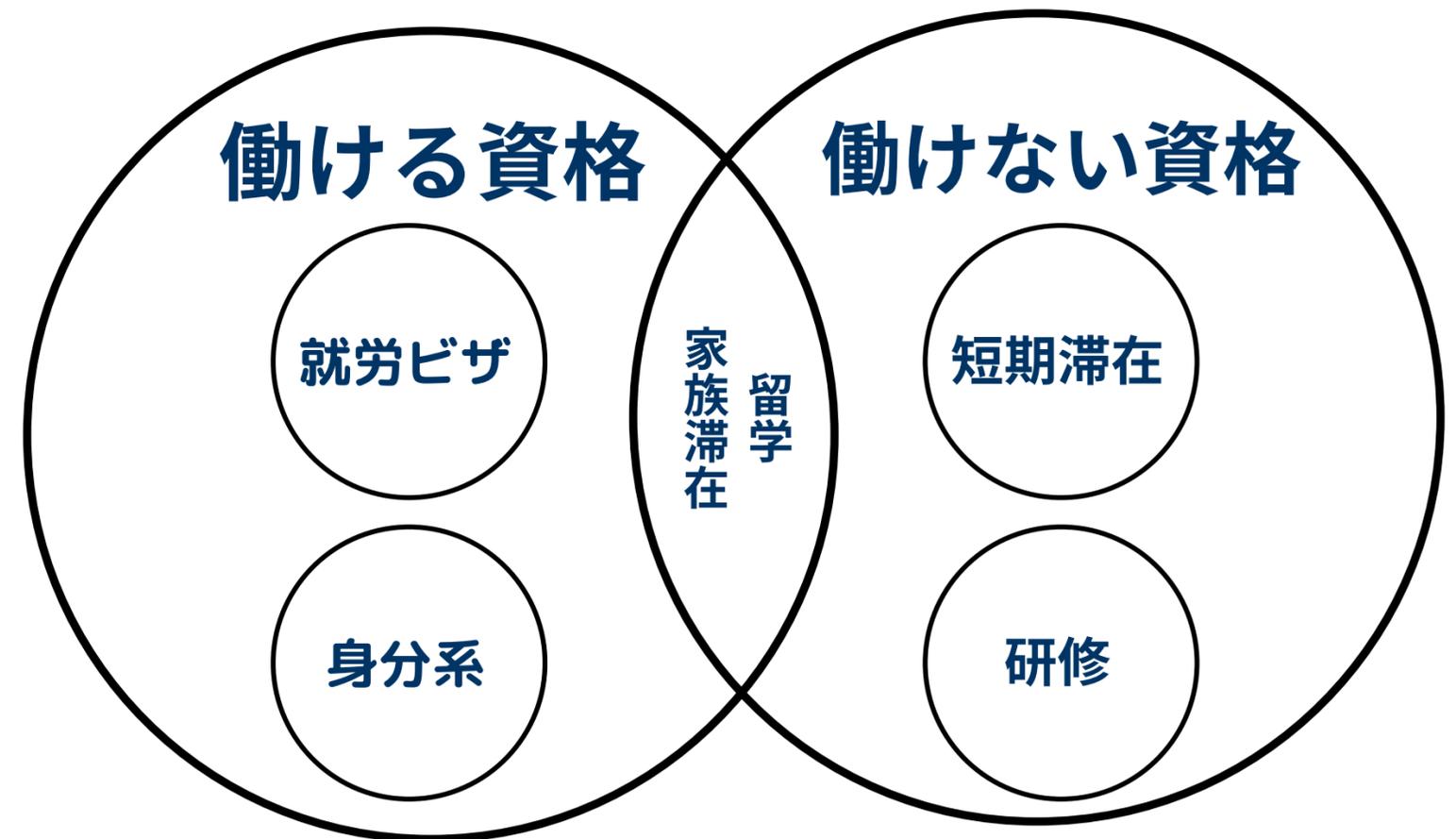
在留資格（29種類）

在留資格とは、外国人が日本に在留するにあたり必要な資格

在留資格(ビザ)はパスポートに添付され、入国の際に必要な書類の一部となります。この「ビザ」も渡航の目的によって、外交・公用・就業などいくつかの種類に分かれています。

在留外国人は、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者等」など、制限なく働ける在留資格を持つ場合、および特定の職業において就労資格を持つ場合、日本で働くことができます。

後者については、現行制度では19種類の業務（外交、経営・管理、公用、教授、芸術、宗教、報道、法律・会計、教育、研究、興行、医療、技能実習、特定技能、介護、高度専門職、技能、企業内転勤、技術・人文知識・国際業務）が就労ビザの対象とされています。



実際に働ける資格が意外に多い（※ただし、条件付き）

就労ビザ

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

身分系

その他原則働けない

制限付きで働ける「就労ビザ」



採用する際には注意！！

在留資格で許可されていない業務はさせてはダメ

例えば、外国人デザイナーを採用したい！

外国人求職者

前職で中学校で英会話を担当＝在留資格は「教育」

デザイナーの仕事

在留資格は「技術・人文知識・国際業務」



※在留資格の変更手続きができれば雇用可

そのため、外国人社員は在留資格を変更する必要がある、そのための手続きを行わなければなりません。手続きを行えば正式に雇用できますが、もし手続きをしないまま雇用してしまうと活動外の仕事に従事しているとして「不法就労」になってしまいます。

条件を満たさないのに外国人を採用すると、「不法労働助長罪」に問われるので注意しましょう。例えば、アルバイトとして雇用できるのは、定住者、日本人の配偶者、永住者、永住者の配偶者、ワーキングホリデービザ取得者のみで、個別に許可を得ている場合に限り、「文化活動」「留学」「家族滞在（就労資格で在留する外国人の配偶者や子）」での在留資格でも雇用できます。

主な就労ビザと担当できる仕事内容

技術・人文知識・国際業務

【例】

自動車メーカーの日本国内の工場で自動車のエンジニアとして働く中国人の技術者

日本で外国人を採用する場合で最も多い就労ビザ

高度専門職

【例】

日本の大手IT企業で働くインド人のソフトウェアエンジニア

該当職種は「技人国」とほぼ一緒。高度な専門知識と技術をもつ外国人に与えられる在留資格

企業内転勤

【例】

フランスの化粧品メーカーの日本支店で働くフランス人のマネージャー

海外の支店（本店）から、日本の本店（支店）に、社員を期間を定めて転勤させる際に与えられる在留資格

日本で外国人を採用する場合で最も多い在留資格は「技術・人文知識・国際業務」です。例えば、エンジニアやデザイナー、営業、通訳などは全てこの在留資格が当てはまります。また、最近は、国内外問わず優秀な人材を求める傾向がより強まり、在留資格「高度専門職」と呼ばれる、高度な専門知識や技術を有した外国人を採用する企業も増えつつあります。

加えて、日本と海外に会社がある企業も増えつつある現在、海外の支店（もしくは本店）から、日本の本店（もしくは支店）に、社員を期間を定めて転勤させることもあるかと思えます。このような場合には在留資格「企業内転勤」が認められることもあります。

就労ビザの取得と更新

就労ビザの取得方法

外国人が企業や機関に就職し就労する場合はその企業、機関との正式な雇用契約が成立している必要があります。雇用契約があるという前提に基づいて就労ビザの申請を行います。よって、就労ビザの申請が不許可になった場合、雇用契約が破棄になることもあるので注意が必要でしょう。雇用契約の証明として労働条件通知書が必要になります。労働条件通知書とは、職務内容、就業場所、勤務期間、地位、給与の情報が記載されている雇用契約書のことです。外国人は就労ビザ発行に必要な条件を満たしていることを証明するために、これらの書類のコピーを出入国在留管理庁に提出しなければなりません。

就労ビザは更新が可能！

就労ビザの期間満了以降も日本に滞在して仕事を希望する場合はビザの更新が可能です。出入国在留管理局にて在留期間更新許可申請書を提出して更新手続きを行います。ただし、税金の滞納や犯罪を犯したり素行不良の場合はビザ更新が不許可になる場合があるので注意が必要でしょう。ビザの期間満了後、更新せずに日本に滞在し続けることは不法残留となり、退去強制事由となります。手続きは満了日より前に行うことが大原則で、在留期間が6か月以上の場合には満了日の3か月前から行うことができます。

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. **就労資格ないのに働ける？「外国人留学生」**
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

原則として日本での就労が認められていない在留資格・活動内容

日本での就労が認められていない在留資格は以下の5種類があります。

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者など
短期留学	観光客、会議参加者など
留学	大学、専門学校、日本語学校などの学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格などで在留する外国人の配偶者、子

留学生のアルバイトは不法就労？

表に記載されている5種類の在留資格は原則として日本での就労が認められていません。しかし、実際には留学生などがアルバイトをしている姿を見かけることも多いのではないのでしょうか。

実は基本的には就労が許されていない在留資格でも「**資格外活動**」を申請し、許可されれば上記の在留資格でもアルバイトを行うことが可能になります。

資格外活動を申請すれば働くことができる

資格外活動とは

「資格外活動」とは、例えば在留資格「留学」などで日本に在留している外国人が、**現在の資格を保有したまま、本来の在留資格に関わる活動を邪魔しない範囲で収入を伴う活動**を行うことを言います。すなわち、留学生がアルバイトをしたい場合、「資格外活動」の許可を出入国在留管理庁（旧：入国管理局）に申請し、許可されればアルバイトを行うことが可能です。許可を貰わないまま、資格外の活動を行うと「不法就労」と受け取られてしまう可能性があり、最悪の場合は強制送還されてしまうこともあります。

資格外活動を許可されたからといって、無制限に働ける訳ではない！

(例) 留学ビザの場合、1日8時間以内/週28時間以内
家族滞在ビザの場合、週28時間以内

留学生をアルバイトとして採用する際には、これらの規定条件などをしっかりと確認してから採用するようにしましょう。また、掛け持ちでアルバイトを行っている場合などでも、全てのアルバイト先の就労時間の合計が週28時間を越えてしまうことは許されていません。ですので、アルバイトの掛け持ちの有無なども合わせて確認しておきましょう

留学生が日本で就職する場合

在留資格変更許可申請を行い、 就労可能な在留資格へ変更許可を得る必要がある

内定を得た留学生は、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署へ在留資格変更許可申請を行い、就労可能な在留資格へ変更許可を得た後、就職することとなります。したがって、内定を得ても就労可能な在留資格への変更許可が得られなければ就職できないこととなります。

許可には相当の理由が必要

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます）は、在留資格の変更の許可要件について、在留資格の変更申請をした外国人が提出した文書により、在留資格の「変更を相当と認めるに足りる相当の理由」があるときに限り、これを許可することができると定めています（入管法20条3項）。

留学生が日本で就職する場合

在留資格の変更許可のポイント

留学して修得した知識と職務内容との関連性がある
素行不良でないこと

変更許可率は
79.9%

留学生が就労可能な在留資格へ変更許可を得るためのポイントはいくつかありますが、その内の一つとして、留学して大学等で修得した知識が、就職して実際に行う職務内容と関連性があることが挙げられます。例えば、経営学部を卒業した留学生が、就職先でマーケティングを行うのであれば関連性があると認められると考えられますが、システムエンジニアを行うのであれば関連性があるとは認められず不許可となる可能性が高いと考えられます。

大学などを卒業した留学生が日本で就労する場合

在留資格を「留学」から「特定活動」に変更する必要があります。 留学ビザのまま、就職活動をすることはできません。就職活動で内定が得られたら、在留資格を就労ビザに変更申請します。申請時には、職務内容や報酬などが記された雇用契約書（採用内定通知書）や就職先の決算報告書などが必要になります。専攻分野と業務との関連性、就職先の企業の安定性などさまざまな角度から審査が行われます。

大卒で就職は9割が「技・人・国」

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請

技術・人文知識・国際業務

特定活動(46号)

特定技能

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定していない、採用までに時間がある場合

大学

専門学校

日本語教育機関

在留資格変更許可申請

特定活動(継続就職活動)

特定活動(就職内定者)

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？ 「外国人留学生」
3. **不法就労のリスク**
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

不法就労のリスクと対策

不法就労とは

【対象】

- 就労が認められない在留資格で在留している外国人
- 在留期間を超えてあるいは上陸の許可を受けることなく滞在している外国人

→就労すると不法就労になり、強制退去などに処されます

届出が必要な場合

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされており、確認・届出の必要はありません。

不法就労のリスクと対策

不法就労による企業への影響

不法就労に該当する雇用を行ったり、あっせんしたりすると、不法就労助長罪になります。ここで重要なのは不法就労をした外国人本人だけでなく、そのような人材と知らずに雇った企業側の経営者や人事担当者なども罪になる点です。このことを理解していない人事の方も多いので、必ず確認しておきましょう。

企業が注意する点

- **在留カードの番号の有効性**
➔ 在留カード番号失効情報紹介ページにて確認可能
- 在留資格が「**留学**」や「**家族滞在**」の場合
➔ **資格外活動**の許可を受けているか確認

不法就労となるケース

在留期限を超えたのに働いた

留学生が学校のある時期に
週28時間を超えて働いた

不法就労が企業に及ぼす影響

不法就労該当者を雇用

不法就労助長罪

技能実習生の雇用×
事業にも悪影響

採用後の 注意点

労務管理を行う必要がある

例) 留学生を雇っているならば、週28時間を超えていないか

外国人労働者の配置転換をする場合、在留資格と関連のある業務内容かどうか

不法滞在パターン

就労している不法滞在者

オーバーステイしている不法滞在者。不法就労で最も多いケース

就労許可が出ていないのに労働している外国人

例) 観光目的で来日している外国人など

許可された範囲を超えて労働している外国人

例) 在留資格の範囲外と知らずに働かせたい場合など

就労許可さえあれば、企業が外国人労働者に何をやらせてもいいわけではありません。もしも在留資格の範囲外で働かせたいのであれば、出入国在留管理庁からあらかじめ資格外活動許可を得る必要があります。ただし、その許可にも制限があるため、自由に何でもできることにはならないのです。

まとめ

在留カードやパスポートで
資格外活動許可の確認

労働時間の管理

労働基準法の遵守

外国人雇用状況の
届出の提出

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？ 「外国人留学生」
3. 不法就労のリスク
4. **話題の「特定技能」**：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

このニュースをご存知ですか？

特定技能2号、11分野に拡大 政府、運用方針決定

2023年06月09日08時40分

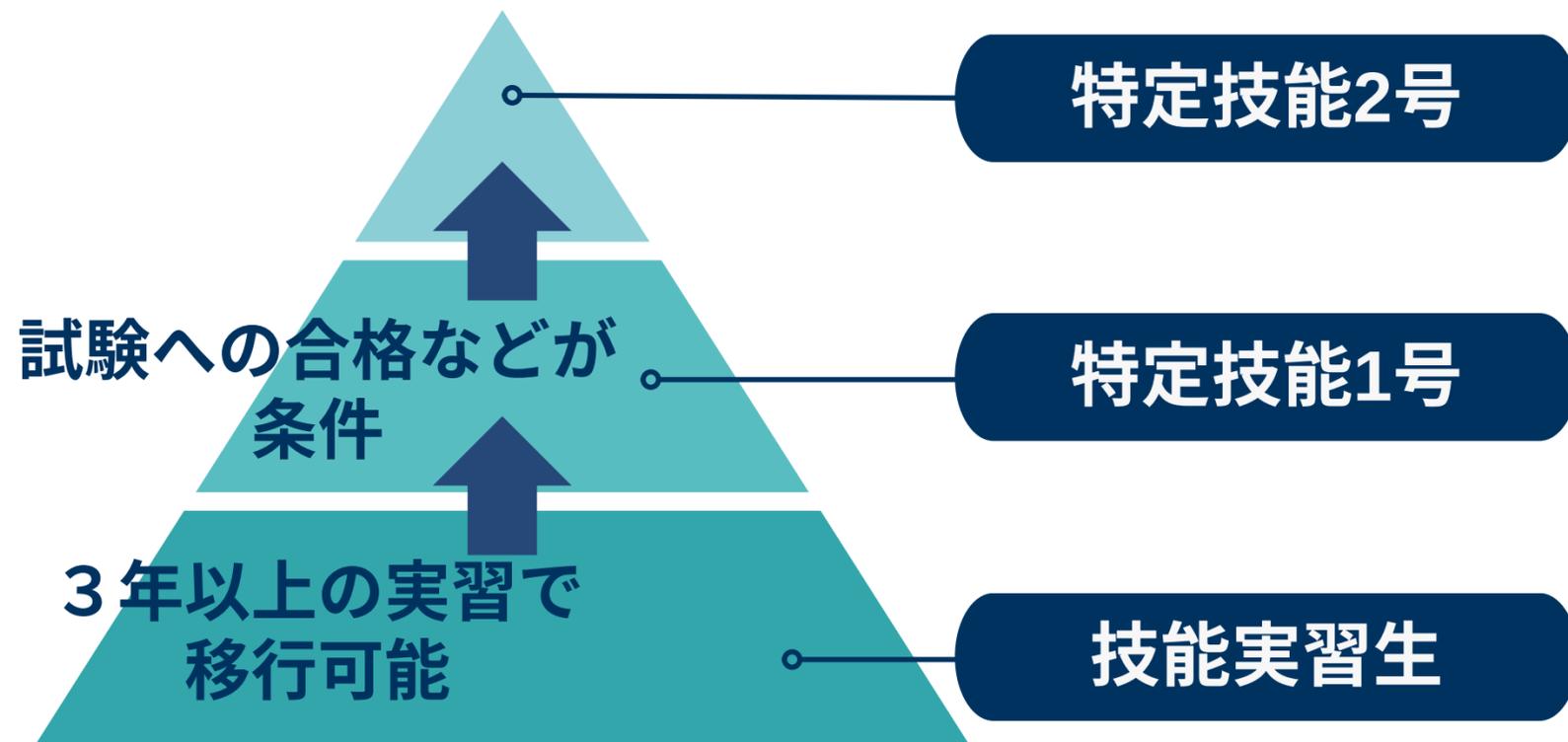


閣議に臨む岸田文雄首相（中央）＝9日午前、首相官邸

政府は9日の閣議で、熟練技能を持つ外国人労働者の在留資格「特定技能2号」の対象を、現在の2分野から11分野に拡大する運用方針を決定した。経済界は少子高齢化に伴う労働力不足の解消のため、分野拡大を求めていた。意見公募（パブリックコメント）を経て、法務省令などを改正する。

今後、技能実習生から特定技能に移行していく

技能実習生と特定技能



対象	在留期間	家族帯同
2分野 ⇒11分野	更新の 上限なし	○
12分野	最長5年	×
87職種	最長5年	×

1号から2号への移行も徐々に

1号

2号

①建設 ②造船・舶用工業

③ビルクリーニング
④製造業(産業機械など) ⑤自動車整備
⑥航空 ⑦宿泊 ⑧農業 ⑨漁業
⑩飲食料品製造業 ⑪外食

新たに9分野を
2号の対象に追加

⑫介護

普通の就労ビザと何が違うのか？

就労ビザ＝専門知識・経験を生かして働くビザ

一般的には「就労ビザ＝技術・人文知識・国際業務ビザ」

技術・人文知識・国際業務ビザの場合、大学や日本の専門学校を卒業した人が特定の分野の実務経験がある人が取得できる。

技術・人文知識は10年、国際業務は3年の経験が必要。

特定技能ビザ＝就労分野の試験に合格して働くビザ

特定技能ビザは取得にあたり学歴や経験の要件はない。

所定の技能水準試験・日本語能力試験に合格することで、取得できる。

特定技能ビザには1号と2号があり、それぞれ就労できる分野や期間が異なる。

特定技能1号の特徴

働き手は転職が可能に

①技能実習等**未**経験者

技能評価試験

日本語試験

②技能実習等経験者

技能実習2号を
良好に修了した者

特定技能1号：転職ができる

特定技能1号の特徴

14業種（12分野）と限定的

漁業 介護職 造船および船舶工業 産業機械製造
飲食料品製造業 素形材産業 電気および電子機器関連産業
ビルのクリーニング業 外食産業 農業 建設業
宿泊業 航空業 自動車整備業

特定技能2号の特徴

ハードルが高く浸透には時間がかかりそう

建設

造船・船舶工業

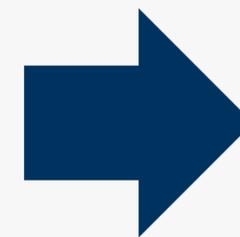
特定技能1号
1 2 分野

14万6002人
技能実習からの
移行が約7割

人数

特定技能2号
2 分野

10人



今後拡大予定

特定技能の課題

企業にとっては技能実習と違いがあまりない！！

- ・ 企業の負担（給与以外に発生する費用）
- ・ 長期的な労働力確保が難しい

項目	費用
①年間支援費	24万円
②紹介手数料	40万円
③在留資格許可申請にかかる諸費用	14万円
給与以外に発生する費用	78万円

+

最長 5 年

という制約

※特定1号の場合

企業側デメリットも
認識しておきましょう

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？ 「外国人留学生」
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. **職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格**

日本人と同じように働ける在留資格

永住者

日本での永住許可を受けた者

日本人の配偶者など

日本人の配偶者・
実子・特別養子

永住者の配偶者など

永住者の配偶者・
日本で出生し引き続き
在留している子

定住者

日系三世・
外国人配偶者の連れ子
など

これら4種類は日本人と同じく、自由に就職・転職活動を行うことができます。逆を言えば、上記の4種類以外の在留資格では、在留資格で許可された範囲内での就労か、そもそも就労できないものになります。

例えば工場の製造ラインで製品の袋詰めをするような「単純作業」は、上記の4つの在留資格を持った外国人であれば従事することができます。ですが、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持った外国人は、デザイナーやエンジニアとして働くことはできませんが、単純作業に従事することは認められていません。もしそのような単純作業を行う業務を、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持った外国人にさせてしまうと「不法就労」として外国人も会社も罰則を受けることとなりますので、注意してください。

永住することのメリット

永住権を取得することで以下のようなメリットを得ることができます。
しかし一方でその審査は非常に厳しく、手続きに必要な書類も膨大な数になるようです。

在留資格の制限がなくなる

在留期間の制限がなくなる

在留期間や在留資格にともなう心理的負担から解放される

社会的信用に繋がり、ローンなども組みやすくなる

永住権取得の基本要件

永住権を取得するための明確な定義はなく、個別の事情や状況を考慮し、以下のような要件から総合的に判断されます。

10年以上継続して、日本に在留している

現在の在留資格の最長の在留期間を取得している

素行が善良である

独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること

その者の永住が日本の利益に合致する

出せば7割で採用決定 求人広告 だけで 外国人採用ができる



調査方法：インターネット調査
調査概要：2022年3月 サイトのイメージ調査
調査提供：日本トレンドリサーチ



調査方法：インターネット調査
調査概要：2022年3月 サイトのイメージ調査
調査提供：日本トレンドリサーチ



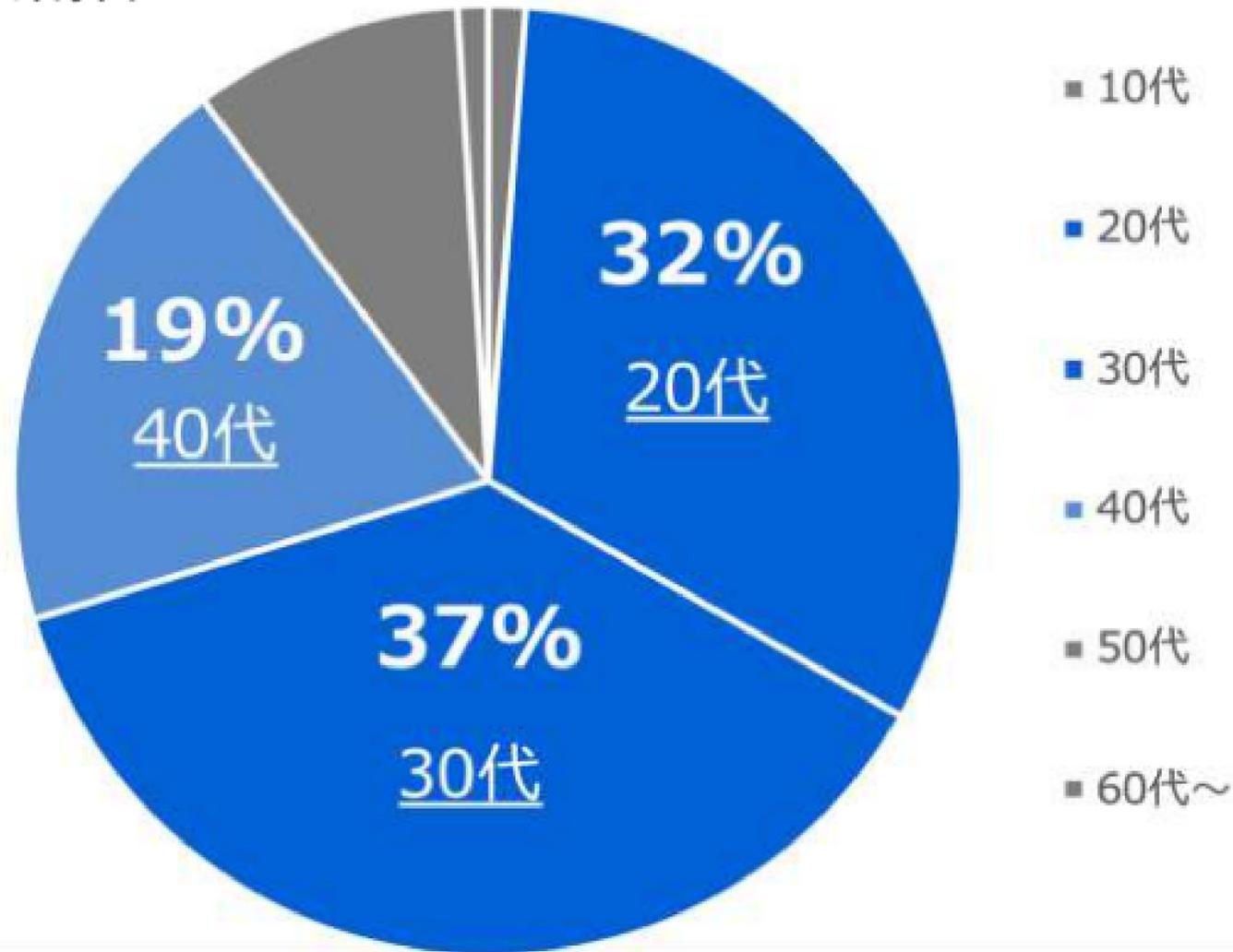
調査方法：インターネット調査
調査概要：2022年3月 サイトのイメージ調査
調査提供：日本トレンドリサーチ

調査概要：2022年3月 サイトのイメージ調査
/ 調査提供：日本トレンドリサーチ

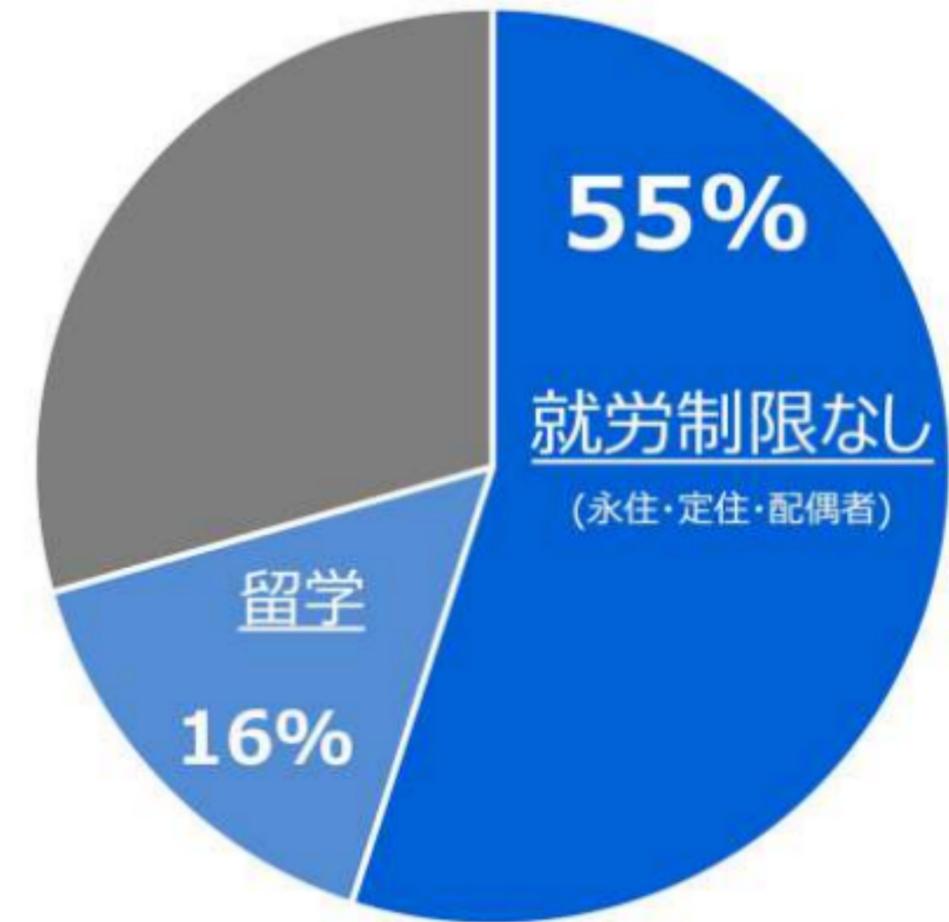


弊社の特徴

年代割合



在留資格割合



会社概要・お問い合わせ

会社名

Guidable株式会社

所在地

東京都新宿区西新宿 6 丁目 1 5-1
セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿 708

設立

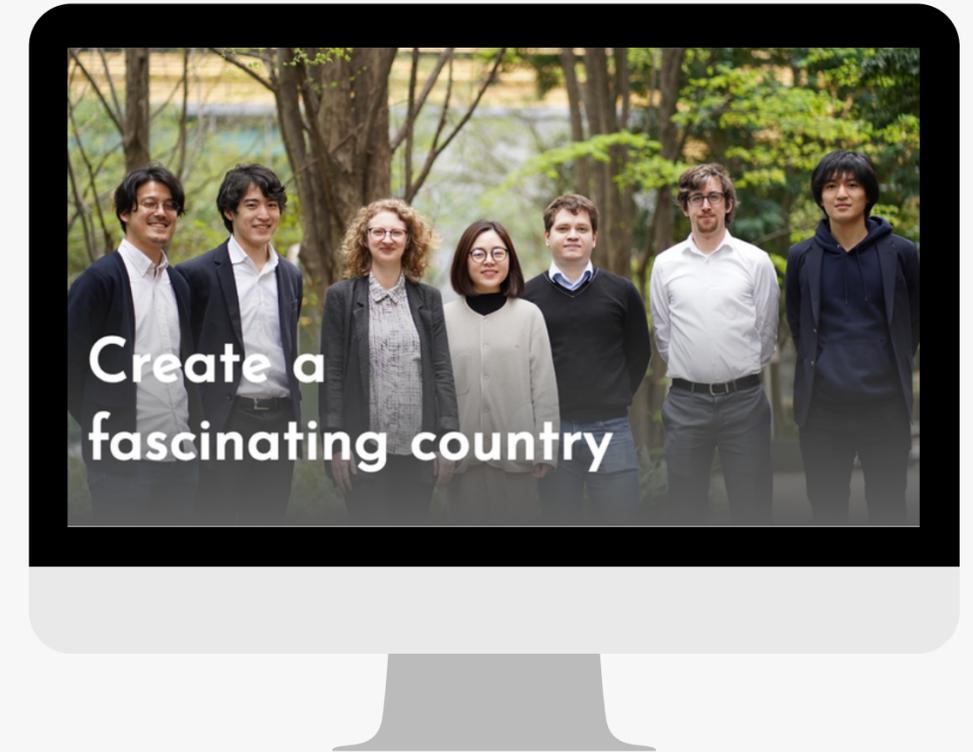
2015年11月

役員

代表取締役 田邊 政喜

事業内容

外国人採用支援事業「Guidable Jobs」, 「外国人採用HACKS」, 「Guidable Jobs -ハケン-」, 派遣支援事業「派遣ミーツ」, 外国人向けメディア事業「Guidable Japan」, 外国人向けリサーチ事業「Guidable Research」



お問い合わせはこちら

info@guidable.co.jp

<https://guidable.co.jp/>